

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第3回事業部会	
日 時	平成26年1月21日（火） 午後4時00分～5時45分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 特別会議室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、岡崎理香委員、栗本正男委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、チャーリー磯崎委員、山口茂委員（部会長以下五十音順）
	関連所管	宮木高一生涯学習政策課長
	事務局	小澤篤子課長、新堀信晃課長、秋元政人主査、川上寧子主査、渡邊聡主査、佐藤千恵子主査、永井太主査、下谷晴一郎主査、後藤康次主任、村野晋太郎主事
欠席者氏名		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学童保育所の検討項目について 2 学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）について 3 学童保育所保育料について 	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	なし	
配付資料名	<p>○大阪府の学童保育所</p> <p>○八王子市立学童保育所あり方検討委員会検討結果</p> <p>○八王子市立学童保育所の検討項目及び内容</p> <p>○学童保育所利用保護者に対する調査結果（クロス集計）</p>	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成26年 5月27日 高橋 洋	

【高橋（洋）部会長】第3回目の事業部会を次第に沿って進行します。まず、委員の皆様
に事務局から事前送付した資料について、質疑をお受けします。

【井上委員】放課後こども教室について、安全管理員が学校ごとにバラつきがあり、放課
後子ども教室が開かれていない学校もあると聞いていますが、担当部局としては今後どう
いう方向にいきたいと考えていますか。

【宮木生涯学習政策課長】小学校は70校ありますが、児童館が併設しているなど、独自
の放課後対策ができていない7校を除き、63校に設置する目標があります。今現在、52
校で行っていますが、週1回か2回が大半で、月曜から金曜まで実施している学校は現在
6校のみです。もともと八王子の放課後子ども教室は、地域力を活用し、地域の教育力向
上にも資するという理念で実施しておりますので、他の自治体のように正規職員や臨時職
員を置くことはしていません。

【井上委員】放課後の子どもたちの居場所とか、安全管理の観点から言うと、週1回とい
う点が気になります。放課後子ども教室を毎日実施していれば、学童保育所の待機児が減
るのではないのでしょうか。終了時間は、夕焼けチャイムが鳴る4時と伺いましたが、もう
少し伸びる可能性はありませんか。

【宮木生涯学習政策課長】11月から2月までが4時までで、それ以外の期間は5時まで
です。保護者のお迎えを想定しておらず、明るいうちに1人で帰らなければならないから
です。

【井上委員】放課後の安全な遊び場が学校位しかなくなってきている中、自分で参加・不
参加の選択ができる放課後こども教室は、子どもにとって重要だと思います。しかし、週
1回ではその役割を果たせないのではないのでしょうか。

【宮木生涯学習政策課長】週1日だと、実施する曜日は参加できないという児童もいま
すし、所管としては、毎日実施できれば好ましいと考えています。ただ、学校の運営に影響
するので水曜日だけという学校が多いのが現状です。

【高橋（洋）部会長】水曜日はどの学校も大抵5時間で、その後、教員は職員会議があり
ます。他の日は6時間までありますので、校庭で低学年が遊んでいる時に、高学年が体育
の授業を行うというのは、学校として良い状況ではありません。そのあたりが水曜日を選
ばれている理由ではないのでしょうか。

【事務局】本年度、放課後子ども教室と学童保育所の連携事業を1か所試行実施していま
す。これは、学童保育所を管理運営するNPO法人に、一緒に放課後子ども教室を運営し

ていただく、という試みです。学童保育所を卒業した高学年が放課後こども教室を利用している現状を確認しています。効果が見られれば、待機児が発生した学童保育所で今後こうした事業を展開したいと考えています。

【井上委員】市民感情として、同じ放課後対策に重複してお金を払うのはもったいないとも思えますし、その連携の価値はあるかもしれません。

【宮木生涯学習政策課長】この事業は、月から金はもとより、冬休み、春休み、夏休みも実施するので、学童保育の一部需要も吸収することを見込んでいます。それには、ボランティア団体、任意団体では担えないであろうと考え、NPO法人に委託しました。

基本的には別々の事業ですけれども、運営する事業者を一本化することで、実質一体的にできるのかなと考えています。統合してしまうと、学童保育の国の補助金がもらえなくなり、市の負担が増えてしまいます。他の自治体もほとんどの場合、学童と放課後の登録を分けています。

【井上委員】この施行を全区域で実施する必要はないかもしれませんが、待機児童や広さなどの諸課題について、クリアできる部分が随分変わってくると思います。

【栗本委員】6校が放課後子ども教室を毎日実施しているとのことですが、その6校は何か特別な条件があるのですか。

【宮木生涯学習政策課長】学校からは調整が難しいと聞いており、その中に大規模校はありません。多少教室が空いているところがあって、高学年が授業している時はそこで宿題などをし、中には高学年の体育の時間を調整している学校もあるようです。

【井上委員】なぜ、他の学校はできないのでしょうか。

【立石委員】私は、PTAの立場で放課後子ども教室の立ち上げに関わりました。実施については、本校ではこうする、という校長先生の意見に従ったと記憶しています。

PTAの役員が推進委員になり、週4回から始めました。PTA本部だけではできないので、保護者にも声をかけました。安全管理員も当初は成り手がいたのですが、だんだん減ってしまいました。PTAの中にたくさん関われる人がいればいいのですが、毎年そういう人がいる訳ではなくて、実施規模によっては後継の確保が難しいと感じました。どの程度行うかは、その学校の校長先生の意向が強いのかな、という印象です。

【高橋（洋）部会長】学校の規模についてですが、1学級が1週間のうちに行う校庭体育は2時間、体育館体育は1時間です。例えば18学級の学校だと、体育で週に36回校庭を使うこととなります。一方で、校庭を使う枠は月の1時間目から金の6時間目まで29

コマしかありません。低学年で2クラス合同体育をやったとしても、校庭が空く時間はほとんどありません。学校のキャパシティとクラス数によって事情が違うのかと思います。

【宮木生涯学習政策課長】毎日実施している6校は、中規模くらいの学級数で、校庭も広い。

【高橋（洋）部会長】校庭が広いと、体育と放課後子ども教室の住み分けができます。

【宮木生涯学習政策課長】安全管理員を地域で見つけるのは難しいので、シルバー人材センターと教育委員会が直接契約をして、安全管理員を派遣しています。毎日でもつけるのは可能なので、あとは学校との調整です。

【大須賀委員】私に関わっている学校はまだ、放課後子ども教室を立ち上げていません。先日、放課後子ども教室の所管から話を聞いたばかりですが、あらためて校内に推進委員会を設定し、立ち上げていかないと、PTA本部だけでは仕事がまわらないと思いました。しかし、保護者の協力を十分に得るのは難しいと感じています。学校からは、とりあえず水曜日に週1日から初めてはどうか、と言われました。

【井上委員】どのように保護者の方々が関わるのですか。

【立石委員】学校により違いがあるかもしれませんが、見守りという関わり方が多いと思います。校庭には体の小さい児童も遊んでいるので、シルバー人材センターから来る安全管理員だけでは十分ではなく、特に行事の時に保護者に声をかけ、来てもらいました。教室、体育館なども開放するとなると、さらに多く人手が要ります。

【井上委員】委託の基準はあるのですか。

【宮木生涯学習政策課長】安全管理員の人数は、平均利用児童数59人までが2人。60人から89人までが3人。90人から120人までが4人。それ以上は5人が最大です。平均児童数が60人未満であっても、2か所で活動していれば、1人プラスして3人です。保護者にきてもらっているところもありますが、シルバー人材センターの安全管理員による見守りで実施しているところがほとんどです。

【岡崎委員】地域の子どもは地域で育てるといって、地域力を生かすというところから放課後子ども教室があると思うのですが、保護者の方々の負担が大きいと聞いて、もっと推進委員会に地域の人材を巻き込む工夫はないかと思いました。地域のおじいちゃん、おばあちゃんにお願いできないか、勉強を教えってもらうために大学生を巻き込めないか、そういう工夫はしていないのでしょうか。

【大須賀委員】地域のスポーツ関連の団体に働きかけたりしていますが、まだ具体的に決

まったことはありません。地域の方々には、登下校の見守り活動をしていただいています。町会にも声をかけさせていただいて、子どもたちを、保護者と地域で見守ろうという話はしてはいます。

【岡崎委員】学童保育所を運営しているNPOの中には、町会などが主体となって始めたNPOもありますし、なぜ地域によって差があるのだらうと思いました。

市でも環境コーディネーターとか生涯学習コーディネーターとかそういった制度がありますけれども、学童や放課後子ども教室にも取り入れられないのでしょうか。

【事務局】試行を始めたのは、放課後子ども教室の担い手がいない地域です。PTAも代替わりが生じますので、毎日、誰がボランティアで実施をしていくかという問題を抱えています。推進委員会を担う手立てがないところでは、この試行の方法も一つだと考えております。その上で、コーディネーターのような人材が地域力を生かして関わっていただければありがたいというのが、試行の狙いです。

【立石委員】朝の立当番や見守りをしている高齢者の方々が、子どもたちと接して元気になったとか、朝の立当番がきっかけとなって子どもたちを知り、学校に足を運ぶということもあるので、そのように連携できると良いと思います。

【岡崎委員】八王子のプラチナ世代の能力と経験はすばらしいものがあって、この能力と経験を使わない手はない、八王子の立派な資本だといつも思っています。でも、お母さんたちは心配もあるでしょうから、コーディネーター制度を設けて、市が資格を付与するような制度があるといいかもしれません。

【立石委員】質よりも、人数の面で足りていない点に心配がありました。例えば、子どもの人数が多く、活動場所が3か所あるときに二人しか管理員がいないときなどです。

働いているから子どもには放課後子ども教室で過ごしてほしいという事情での利用が多い中、放課後子ども教室を手伝おうという方は、ほとんどが午後に時間がある人たちです。そうすると同じ人しか行かなくて、なおかつ自分の子どもが行かなければ、手伝いに行くこともなくなってしまいます。自分の子が行くときは行くけれども、自分の子が行かないときに順番をまわされても困るという意見は出ました。で、ボランティアを募り、見られるときに見てください、というやり方になってしまいました。

【井上委員】地域の教室になるようなコーディネーターがいると良いですね。区部では地域の市民教室を開いて、公民館機能を持たせているところがあります。社会教育との連携が厚くできています。八王子もそういう人がいないと、保護者負担が大きいままで、週1

が精いっぱいかな、ということになります。子どもの立場からの見方でなくて、保護者の負担が先にたってしまうと、放課後を支えるという発想には進みません。

【立石委員】算数教室を開いてくれたりすることもあるので、この週の何曜日は算数教室をやりますよ、というときには、算数が苦手な子が参加できます。

【岡崎委員】勉強以外にも、八王子にはお手玉をやる会とか、竹細工の団体とかがたくさんあって、そういう人たちは、自分たちがやれる所を探しているというところもありますから、うまくマッチングができると楽しいと思います。

【新堀児童青少年課長】放課後子ども教室と学童保育所がどういう連携をしていったらいいのか、今も試行をしながら探っているところです。様々な難しい課題がありますが、今のところ1校で試行を行っていますので、検証の後、広げていくことができれば、と思っております。

【山口委員】放課後子ども教室と学校開放を重複して実施しているところがあり、放課後子ども教室に参加している子と、学校に自由に来て遊んでいる子と、混在している状態になっている場合がありますが、問題はないのですか。

【宮木生涯学習政策課長】一回自宅に帰ってから学校に来るという、学校開放の利用の場合には、一緒に遊んでいれば声掛けはしますけれども、当然放課後の見守りの対象ではありませんし、放課後子ども教室の利用者が任意で入っている保険も適用されません。

本来は、その学校で放課後子ども教室が始まれば、放課後子ども教室に参加していただきたいものです。

【山口委員】現状では、放課後子ども教室の反対側で自由に遊んでいる子どもがいて、特に高学年になると、活発に遊ぶ中、怪我をする恐れもあります。そうした場合の責任の所在も不明確です。放課後子ども教室を実施するのであれば、全員登録制にするとか、登録したら遊べることとするなど、統一したシステムにした方が良いと思います。

【井上委員】学校ごとに制度がバラバラというのは市民から見てわかりにくいですね。子どもは学校区を超えて遊びに行くこともあります。八王子は地域差がかなりあるので、必ずしも一律が良いとは思いませんけれど、運用・制度は同じである方が良いと思います。

議事①市立学童保育所の検討項目について

【高橋（洋）部会長】それでは議事①の学童保育所の検討項目について、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料「大阪府の学童保育所」について説明) その市は学童保育所が民設民営で、市は補助金を団体に交付しているということです。父母の負担は、おやつ代も含め月15,000円から20,000円となっています。また、1年生から6年生までの児童数114,622人の内、約60,000人が放課後子ども教室で放課後を過ごしていたという状況でした。放課後子ども教室は全学校、夏休みも含む、6時まで実施しているということで、放課後児童対策の大部分を放課後子ども教室が担っている状況でした。

他の市も合わせ、学童保育所の登録児童割合は、最も高い1年生から6年生の1、2パーセントにむかって、順に下がっている傾向がありました。

【高橋(洋) 部会長】 このデータについて何か質問ありますか。

【井上委員】 1、2パーセントになっていくということと保育料とどのように連動しているのか、低学年と高学年で設備が分かれているか、減免規定はあるか、放課後子ども教室の要綱、基準など、資料をいただきたい。

【高橋(洋) 部会長】 大阪は多種多様な所ですので細かい情報も収集していただくと助かります。それでは次の項目をお願いします。

【事務局】(資料「八王子市学童保育所あり方検討委員会検討結果」について説明) これは、指定管理者から推薦を受けた指導員で構成する検討委員会で、新制度に向けて事業者の視点で検討してきた結果をまとめたものです。次の資料にもその内容が書かれています。

(資料「八王子市学童保育所の検討項目及び内容」について説明) これは、職員の資格、員数、保育室、定員、開所日数、安全衛生、入所基準など多岐にわたる基準について、児童福祉施設の保育所の基準、平成19年に示された放課後児童クラブガイドライン、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告書、八王子市における現行の学童保育所の規定、八王子市立学童保育所あり方検討委員会による検討結果、そして検討項目に対する事務局案の順に対応した内容を記したものです。

【高橋(洋) 部会長】 右端の事務局案について意見をいただきます。

【栗本委員】 職員の資格について、非常勤は原則常勤職員に準ずる、とありますが、準ずるとはどういうことを指すのでしょうか。

【事務局】 児童の遊びを指導する者について、非常勤についても、別紙に記した六つの条件の内のいずれかに該当することが望ましいということで、保育の質を担保したいと考えています。

【山口委員】 例えば今大学生で教員免許を取得予定という学生が非常勤でアルバイトした

いといった場合は、どうなりますか。

【事務局】準ずることが望ましい、という定め方ですので、そういう方が採用できないということではありません。

【井上委員】あり方検討委員会では要件を設けないと書いてありますが、これでは保育の質が守れない、と懸念されます。それで、準ずるというかたちで、できるだけ有資格者をに入れていく、という考え方を出すべきだと思います。そういう意味では事務局案が良いと思います。

【高橋（洋）部会長】有資格者となるための研修は、原則として都道府県と報告書に書いてありますが、中核市になったら、権限が移譲され、市が研修を企画して、有資格者を増やすことができるようになると考えられるでしょうか。

【事務局】年度末に出ると言われている厚生労働省令の中で、中核市の権限が示されると思われます。

【井上委員】研修体制をしっかりとってもらふということは必要だし、中核市になれば、八王子独自の研修も考えていただきたい。

【高橋（哲）委員】国の考え方は非常に緩やかなものになっているのですが、市では、常勤・非常勤の定義はどのように定めるのですか。

【事務局】常勤は有資格者、非常勤はそれ以外の者、と位置付ける考えです。

【高橋（哲）委員】非常勤は週30時間未満、常勤は週30時間以上といった考え方の整理はされるのですか。

【事務局】それは設備及び運営の基準ではなく、規則、要領、要綱、仕様書、いずれかのところで定義付けることになろうかと思います。どのように定めるかは、今後検討することになります。

【井上委員】非常勤と常勤の定義は、ここにも書いて明確に定めた方が良いと思います。

【高橋（哲）委員】指定管理者によって差があるようで、基準を一律高いレベルに設定してしまうと、それではやっていけないという状況が生まれる心配があることは理解できません。ただ、定義づけは明確にしておかないといけないと思います。

【事務局】（資料「八王子市学童保育所の検討項目及び内容」について引き続き説明）

【高橋（洋）部会長】今回はこの続きから審議をしたいと思います。では、本日は終了とします。